



交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和2年9月16日
警察本部交通部
交通総合対策センター

基本はハイビーム走行

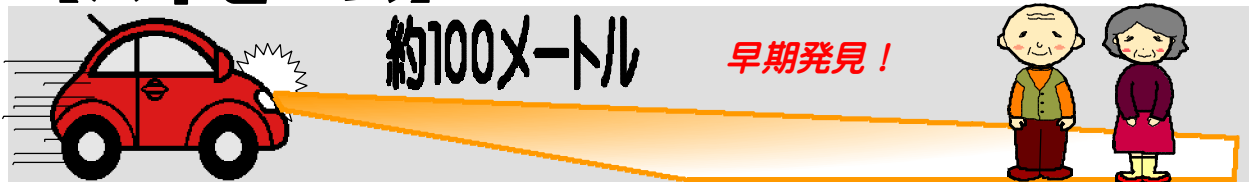
日没後、歩行者被害の交通事故防止！

夜間、車両を運転する際は、ライトをハイビーム(上向き点灯)で走行することが基本です。

ただし、他の車両等と行き違う場合、または他の車両等の直後を進行する場合で、他の車両等の交通を妨げるおそれのあるときは、ロービーム(下向き点灯)などの操作をしなければなりません。

(道路交通法第52条第2項)

【ハイビーム】照射距離が2倍以上違う！



【ロービーム】



対向車や前車がないときは、こまめにハイビームに切り替え、横断歩行者を早期に発見し、交通事故防止に努めましょう！

